

2017年5月10日

大阪市西成区保健福祉センター所長様

生活保護受給者の貯金の取り扱いの件及び平成29年度資産申告書提出の件に関する申し入れ

〒557-0016 大阪市西成区花園北2丁目5番7号
特定非営利活動法人バリアフリーサービスつばさ

代表理事 穴沢一良

〒557-0031 大阪市西成区鶴見橋2丁目8-1

特定非営利活動法人ジョイフルさつき

代表理事 森口芳樹

(連絡先) TEL 06-6636-5502 FAX 06-6636-5503

(1) 生活保護受給者の貯金の取り扱いの件

<(1)-①> 「その日暮らし・その月暮らし」をこえて自分らしい生活づくりを

釜ヶ崎の生活保護受給者の多くはかつて釜ヶ崎で建設土木などの日雇労働に従事してきました。日雇い生活では3日からせいぜい1週間先の生活しか見通せません。仕事にあぶれ、野宿を余儀なくされると今日、明日のメシを確保していくことに必死です。野宿を脱して生活保護を受けるようになって1ヶ月単位の生活を作るようになります。最初の3ヶ月は、1ヶ月単位の生活のやり方がわからないので皆さん大変苦労されます。6ヶ月、1年たって1ヶ月単位の生活のやり方を身につけ生活も落ち着いてきます。そのような中でようやく将来のこと、やり残してきたことを考えられるようになります。また、生活をより良くするために必要なものもそろえていかねばなりません。ギャンブルやお酒で散財していくのではなく自分にとって必要なこと、大事なことを考えわずかずつであれ貯金していくことは非常に大事なことです。将来に備えて貯金していくことは自分らしい生活を作っていくために不可欠です。

生活保護法第3条は「最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持するものでなければならない」と示しています。健康で文化的な生活は毎月毎月の生活だけではありません。将来にわたるものであり、さらには人生の最後に至るまでのものです。また、文化的とは個人個人の多様性、個人個人の価値観、生活のやり方も含むものです。だからこそ、一人ひとりが自分らしい生活を作っていくために貯金していくことを積極的に認めるべきです。

西成区保健福祉センターは「まとまった貯金を持ちながら生活保護を受けているのは世間の理解を得られない」と言うかもしれません、世間の偏見に対しては生活保護法第3条を根拠にきちんとした態度をとっていくべきです。

大阪市は、生活保護受給者の貯金の取り扱い方について以前「30万円ルール」(貯金保有容認額30万円の基準)を設定していましたが、平成22年12月に廃止し、保護の実施要領課長問答第3の18「保護費のやり繰りによって生じた預貯金等」に基づいて貯金の取り扱いを行っているとしています。しかし、昨年問題にしたAさんの貯金の件では担当ケースワーカーから50-60万円の貯蓄額で生活保護の打ち切りという話がありました。実際、Aさん以外のケースでは50-60万円の貯蓄額で生活保護の打ち切りが行われたケースがいくつもあるようです。多くの生活保護受給者の皆さんにはまとまった貯金を持っていたら生活保護が打ち切られるとして実質貯金禁止として受けとめています。

西成区保健福祉センターは、「保有額の限度は設定しておらず」課長問答第3の18に基づいて貯金の取り扱いを行っていると言っている以上、その内容を西成区の全ての生活保護受給者に対して書面できちん

と知らせていく責任があります。これまで西成区保健福祉センターが生活保護受給者の貯金の取り扱い方について生活保護受給者に対して説明した文書は見当たりません。

【申し入れ①】

西成区保健福祉センターは、貯金の取り扱い方について西成区の全ての生活保護受給者に対して書面でわかりやすくきちんと通知して下さい。

その通知文の内容において次のような要点を明確にして下さい。「日常生活に必要なものを購入したり、将来や緊急時に備えて貯金することは大事なことです」「貯金の取り扱い方では貯金の目的が一番大事です。生活保護の趣旨目的に反しないか、反するかです。自分の生活を良くするための貯金である場合（生活保護の趣旨目的に反しない場合）保有は認められます。保有金額の上限はありません」「貯金の目的がうまく言えない場合は様々な方に相談に乗ってもらって下さい。せっかくコツコツと貯めてきた貯金です。自分の生活を良くするために使って下さい」。

<(1)-②>目的のはっきりしない貯金の取り扱い方について

生活保護費を節約して貯めた貯金がまとまってあることが見つかった場合、ケースワーカーから貯金の使用目的を聞かれて本人がうまく答えられないケースが多くあります。

目的のはっきりしない貯金について次のようなケースが考えられます。

ケースワーカーから突然貯金の目的を聞かれて生活保護が打ち切られるかもしれないパニックになり、うまく答えられないケース。

将来の備え以上に特に具体的な目的もなく貯めてきたケース。

本人のプライバシーに深く関わることであり、ケースワーカーに対しても言いたくないケース。

しかし、貯まったお金はどうでもいいものではありません。場合によっては命の次に大切なものとも言えます。

これまでのケースワーカーの対応は生活保護費を節約して貯めた貯金が見つかった時、本人が貯金の目的をうまく答えられなければ50-60万円で生活保護の打ち切りを行ってきました。

しかし、保護の実施要領の課長問答第3の18では、生活保護費を節約して貯めた貯金の取り扱い方は、生活保護の趣旨目的に反しないか、反するかによって保有を容認するか、資産として活用するかです。目的のはっきりしない貯金の取り扱い方は示していません。

平成27年3月9日の厚労省保護課主管課長会議資料では合理的な使用目的がない場合と生活保護の趣旨目的に反する場合は同じ扱いとしていましたが、平成28年3月4日厚労省保護課生活保護関係全国係長会議資料では明確に区別した取り扱い方を示しました。「その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合には保有を容認するとしているが、合理的な使用目的がない場合や生活保護の趣旨目的に反する場合には、生活保護受給者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこと。生活保護の趣旨目的に反する場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を生活保護受給者に説明した上で、状況に応じて収入認定や保護の停廃止を検討する」。

つまり、合理的な使用目的がない場合は「計画的な支出について助言指導を行う」までです。合理的な使用目的がないからと言って収入認定や保護の停廃止まで踏み込んでいいとは書いていません。また、生活保護の趣旨目的に反する場合も生活保護の趣旨目的に沿った計画的な支出の助言指導を行うこととしています。

森口が念のため厚労省保護課に問い合わせたところ（3月29日）、保護課の担当者（こばた氏）は「書いている通りです。わかりやすく書いたところです」と言いました。

平成28年3月生活保護関係全国係長会議の資料での貯金の取り扱い方の内容は、課長問答第3の18の内容を「わかりやすく書いたもの」として妥当だと思います。

目的のはっきりしない貯金があった場合、ケースワーカーは生活保護の趣旨目的に沿った計画的な支出を助言指導すべきです。1回で結論が出なくとも粘り強く助言指導すべきです。本人にとってケースワーカーや訪問員はあまり顔見知りではないので答えたくない場合もあるかもしれません。支援者やアパートの大家さん、介護事業所の関係者も交えて本人の生活を向上させ将来に備えるための使用目的を明確にす

るための努力をすべきです。50-60万円の貯金があり、本人が目的をうまく答えないからといって生活保護を打ち切るようなやり方は決してすべきではありません。

【申し込み②】

目的のはっきりしない貯金があった場合、課長問答第3の18の内容をわかりやすく説明した平成28年3月生活保護関係全国係長会議資料での貯金の取り扱い方の内容にそって対応して下さい。目的がはっきりしないことが生活保護を打ち切る理由にはなりません。全てのケースワーカーに周知徹底して下さい。

<(1)-③>「終活」について

Aさんの貯金の件でAさんは貯金の目的の一つとして葬儀費用の準備をあげました。これに対し西成区保健福祉センターの分館課長は「葬祭扶助の制度があるから葬祭扶助でやればいい。葬儀費用を貯める必要はない」と言いました。本人が自分のために「終活」として葬儀を準備する、そのために貯金をする。そのことの何が問題ですか。葬儀のために残したお金がきちんと使われるのかについて危惧があるならその点を指摘すればいいことであって葬儀費用を貯める必要はないということにはなりません。

近年、超高齢社会の到来と単身高齢者の増加を背景に「終活」が高齢者にとっての大きなテーマとして掲げられています。「終活」とは「自分の最期をしっかりと見つめ、今をよりよく、自分らしく生きるための活動」です。具体的には延命治療や介護、葬儀やお墓、相続などについて希望をまとめ準備を整えていくことです。東京都足立区役所は「老い支度読本—50代はまだ早い?いえいえ、そろそろ考え始めるタイミングです」というパンフレットを作り死後の備えを早めに進めることを呼びかけています(資料参照)。西成区は高齢化率は高く孤立した状況にある高齢者は多数おられます。西成区においても「終活」は大変重要な課題となっていると思います。東京都足立区役所の先進事例も参考にしながら西成区保健福祉センター(行政)としてもきちんと検討していく必要があると思います。もちろん人それぞれの人生の終え方の問題は、あくまで個人的範疇になることです。それぞれの方の意志が尊重されるべきだと考えています。

【申し込み③】

西成区保健福祉センターは「終活」についてどのように考えているのか、その考え方を示して下さい。

(2) 平成29年度資産申告書提出の件

<(2)-①>年1回の資産申告書提出の法的根拠について

年1回の資産申告書の提出は、平成27年度の保護の実施要領の改定により盛り込まれましたが、それを義務づける法的根拠はありません。

生活保護法61条は、生計の状況に変動があった場合に届け出義務を課していますが、変動がないにもかかわらず機械的定期的な届け出義務を課すものではありません。

また、生活保護法28条1項は「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施のため必要があると認めるときは、要保護者の資産および収入の状況、当該要保護者に対して報告を求めることができる」と規定していますが、これは、具体的な必要性が認められる場合に限り調査権限を認めるものであり、一般的抽象的な調査権限を認めるものではありません。

また、生活保護法60条改正の趣旨は生活保護受給者が主体的に健康管理や金銭管理に取り組んでいくことが重要であることを示したものであり、60条が資産申告を義務付ける根拠になりえません。

年に1回の資産申告書の提出は生活保護受給者の義務ではなく、本人の自発的意志に基づく任意で行われるべきです。生活保護受給者の皆さんから「不正して貯めたわけでもないのに何故通帳を見せなければならないのか」という声を聞きます。納得していない人は少なくありません。本人にていねいな説明を行

い本人が納得すれば提出するようにすべきであり。強制すべきではありません。ましてや保護の停廃止を前提とする生活保護法 27 条に基づく指導指示の対象とはなり得ません。

【申し込み④】

資産申告書の提出は、強制ではなく本人の自発的意志に基づく任意で行われるべきであり、西成区保健福祉センターはていねいな説明と調査への協力依頼という進め方をすべきです。

<(2)-②> 「申告」に相応しい提出のあり方について

資産申告書の提出は「申告」です。本人が自らの意志によって申し出るもので、ところが訪問員の家庭訪問時に資産申告書の提出を求めるやり方は「申告」とはとても言えない状況になっています。

昨年 8 月の「サイフ見せろ」発言問題で問題となった Bさんのケースでは、訪問員が資産申告書の用紙を出し、最初に Bさんが名前と住所を書き、それから訪問員が資産申告書の用紙をバインダーに挟んで、それぞれの項目を聞いていました。現金のところで「サイフ見せろ」発言が飛び出しました。訪問員が現金の無にマルをして 0 円と書き、預貯金の有にマルをし、有価証券の無、保険の無、土地家屋の無、自動車などの無、負債の無などすべてにマルをしました。Bさんは字を書くことができるので訪問員が聞き取って書いているのです。資産申告書ではなく資産取調調書です。訪問員が先にサインさせてから調べていって書類を作るのは誤りです。これは Bさんの担当訪問員の C 氏だけが特別にいい加減というわけではありません。他の訪問員も同じようなやり方をしています。

資産申告は申告である以上、高齢者も原則来庁にすべきです。申告に際しては本人による申告という形式を厳格に立てるべきです。もし、本人が名前以外を書けないような場合は申告書の余白に代筆者の名前と代筆した理由を書くべきです。本人のケース記録にも記録として残すべきです。

【申し込み⑤】

家庭訪問での資産申告書の提出は資産取調調書の作成のようになっています。申告である以上、高齢者も原則来庁にすべきです。申告に際しては本人による申告という形式を厳格に立てるべきです。

<(2)-③> 現金の項目について

資産申告書の現金の項目は、毎月消費するために予定されている生活費を除いたタンス預金を対象とすべきです。先ほどの Bさんの件の話し合いの中で西成区保健福祉センターの担当係長は「現金のことを聞く時、サイフの中味なり、手持ちの現金、タンス預金を書いて下さいという説明をさせてもらいます」と言われていましたが、サイフの中にいくら残っているまで何故聞く必要があるのですか?年に 1 回サイフの中の現金の額を聞いて「適切な家計管理の指導」にでもなると言うのでしょうか。本人に屈辱感を与えるだけです。生活保護受給者のプライバシーへの配慮がありません。サイフの中の現金まで確認するというやり方はやめるべきです。

【申し込み⑥】

資産申告書の現金の項目はタンス預金とすべきです。サイフの中の現金の額まで確認する意味はありません。プライバシーに配慮すべきです。

<(2)-④> 高齢者のサギ被害防止について

高齢者を狙ったサギの手口はますます巧妙化しています。昨年度の家庭訪問時の資産申告書提出では担当の交替があった場合は、西成区役所職員を名乗る見知らぬ人に通帳を見せ、その人の前で現金を数えることになりました。サギグループが西成区役所の職員になりますなど簡単にできます。家庭訪問時の資産申告書提出は非常に危険です。サギ被害防止のためにやめるべきです。高齢者も原則西成区役所に来庁しての提出に切り換えるべきです。

また、『西成生保だより第 28 号』に特殊詐欺に対する注意喚起の文章が載っています。西成区保健福祉

センターは、一方で家庭訪問時の資産申告書提出を進めようとするためか、非常に歯切れの悪い不十分な内容になっています。不審者とはどんな人か、不審な行動とは何なのか、何に警戒すべきなのかが書かれていません。さらに不審な出来事があった場合の連絡先が書かれていません。西成警察は特殊詐欺対策のために『西成警察通信紹No32』を新聞折り込みで全戸配布しました（資料参照）。その内容と比較すれば不十分さは明らかです。サギ被害防止のための注意喚起のチラシを作り直すべきです。

なお、平成29年3月3日の厚労省保護課生活保護関係全国係長会議資料では新たに「資産申告の確認に当たっては、必要に応じて訪問調査時や個室に案内して行うなど個々のプライバシーに配慮して行うこと」に留意されたい」という文章が付け加えられていました。森口が厚労省保護課に電話した際（3月29日）、このことについて意見を述べました。森口「家庭訪問での資産申告書提出は高齢者を狙ったサギグループに悪用される危険があります。大阪市では高齢世帯に対しては嘱託の訪問員が家庭訪問時に資産申告書提出を求めています。年度が替わって新しい訪問員が初めて訪問するときは初対面です。大阪市は平成28年度は初回訪問で資産申告書の提出を求めるしました。初対面の人に通帳を見せることになります。サギグループが訪問員になりすまして通帳や現金を見せて下さいと言うことは簡単にできます」。こばた氏「身分証は提示しないのですか？」「前の訪問員からの引き継ぎはないのですか？」「被害は出ましたか？」。森口「身分証は持っていると思いますが、示すのは西成区役所職員の名札だけです」「前の訪問員からの引き継ぎはありません」「被害はまだ出ていませんが、サギグループがやり方を知れば簡単に悪用できます」。こばた氏「なるほど、わかりました。その情報は共有させてもらいます」。

厚労省保護課の担当者は危険性をすぐに理解しました。

【質問と申し込み⑦】

⑦-1 西成区役所職員を名乗る知らない人に通帳を見せ、その人の前で現金を数えることはサギ被害に遭う危険が生じます。西成区保健福祉センターは危険があると考えているのか、危険がないと考えているのか答えて下さい。危険がないと考えているのなら根拠を示して下さい。

⑦-2 家庭訪問時の資産申告書提出というやり方は、高齢者を狙ったサギグループに悪用される危険があるのでやめるべきです。初回訪問を2回目、3回目に変更しても平成28年度は初回訪問でやった以上危険性は変わりません（サギグループが「担当が変わりました」と言えばなりりますことができます）。高齢者も原則来庁に変えるべきです。

⑦-3 特殊サギに対する注意喚起のチラシを作り直すべきです。

作り直す場合には次の点を明確にすべきです。「自分がしっかりしているから大丈夫だと過信してはいけません。サギグループは色々な理由をつけて言葉巧みに人をだますプロです。しつかり者の高齢者が次々とだまされています。油断大敵です」「サギの手口としては振り込め詐欺（「オレや、オレや」と言って大金を銀行に振り込ませる）が有名ですが、それだけではありません。区役所の職員や警察官、銀行員と名乗る人が来て言葉巧みに現金をだまし取る手口があります。また、通帳やキャッシュカードを預かり、暗証番号を聞き出してお金を引き出す手口もあります」

「西成区役所の職員や警察官、銀行員と名乗る人が来ても知らない人には警戒しましょう。名札や名刺は簡単に偽造できるので信用してはなりません」「知らない人に通帳やキャッシュカード、現金を見せるのは大変危険です。どこに隠していたのかも知られてはいけません」「知らない人に通帳やキャッシュカードを渡してはいけません。暗証番号は絶対に教えてはいけません」「おかしいなと思ったらすぐに西成警察に電話しましょう。06-6648-1234」。

このチラシを部屋の見えやすいところに貼るように促して下さい。

<(2)-⑤>現金に触れる危険について

訪問員の家庭訪問時の資産申告書の提出は、訪問員が現金に触れかねないです。先ほどのBさんに対する「サイフ見せろ」発言ではBさんの訴えに対して担当訪問員は言ってないと否定しました。西成区保健福祉センターの回答は「事実確認できておりません」でした。事実確認できないという深刻さを西成区保健福祉センターはどのように受けとめているのか。訪問員は一人で訪問します。生活保護受給者が単身世帯ならそこで起こった出来事は2人だけしか知りません。西成区保健福祉センターは密室の状態への対策をきちんと取るべきです。Bさんの件の話し合いの中で西成区保健福祉センターの課長は「区役所では

現金はケースワーカーだけが扱います。訪問員は扱いません」と言っていました。また、現金に触れるおそれのある立入調査では複数のケースワーカーで対応すると聞いています。家庭訪問時に資産申告書の提出を求めるることは現金に触れる恐れが十分にあります。例えば、現金がいくらあるかと聞かれて即答できる人はいないと思います。本人がサイフの中を見たり、部屋の隅に隠した現金を確認してようやくいくらあるかを答えられます。もし、へそくりがあるかと聞かれて本人がバッグの隅に押し込んでいた千円札や万札の束を出してきて、いくらあるかわからへんと言った時、訪問員は数えるのですか。数えなければ資産申告書の現金の項目はどのように書くのですか。

密室の家庭訪問で訪問員が現金に触れかねない資産申告書の提出のやり方はやめるべきです。年に3回の家庭訪問では信頼関係はできません。信頼関係がない中でのこのようなやり方は不祥事を引き起こすだけです。

【申し込み⑧】

訪問員の家庭訪問時の資産申告書の提出は、訪問員が現金に触れかねないです。訪問員による現金をめぐる不祥事を引き起こしかねないです。もしそれが起これば大変な問題です。そのようなリスクがある家庭訪問時の資産申告書提出はやめるべきです。

以上の申し込みに対する回答を書面で5月24日までに行って下さるよう求めます。回答に際して話し合いの場を持って下さるように求めます。